

● 『狩猟免許を取得するための手続き』 【三重県の場合】

- ・「狩猟免許」を取得するためには、住所地を管轄する都道府県知事が行う狩猟免許試験を受けて、試験に合格する必要があります。
- ・「狩猟免許」は、使いたい猟具の種類に応じて4種類に分かれています。

【狩猟免許の種類】

種類	使用できる猟具（「法定猟法」といいます）
第一種銃猟	装薬銃（散弾銃、ライフル銃）※、空気銃※
第二種銃猟	空気銃※
わな猟	くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな
網猟	むそう網、はり網、つき網、なげ網

※銃猟を行う場合は住所地を管轄する都道府県公安委員会から銃の所持許可を受ける必要があります。詳しくは、住所地を管轄する警察署等にご確認ください。

○狩猟免許の取得方法

狩猟免許は種類ごとに試験を実施し、合格者に免状を交付します。なお、免許の有効期間は3年となっており、3年毎に更新が必要です（複数の免許を同時に所持できます）。

（1）狩猟免許試験の申請

住所地を管轄する各農林（水産）事務所へ申請書等を提出してください。

〔※医師の診断書、写真、住民票抄本、手数料を添えて申請してください。〕

（2）免許試験の実施

詳しくは三重県ホームページをご覧ください。

（3）試験の内容

①知識試験：法律、猟具、鳥獣に関する知識を三肢択一方式で筆記試験を行います。

②適性試験：視力（矯正視力含む）、聴力（補聴器による補正含む）、運動能力（補助手段含む）

③技能試験：猟具の取扱、鳥獣の判別、距離の目測（銃猟のみ）

※複数種類の試験の同時受験も可。

狩猟免許を取得するための流れ

初心者講習会の受講(任意)《6月下旬から7月下旬頃》

- ・ 免許試験の前に試験内容に即した講習会開催（三重県猟友会）
- ・ 鳥獣関係法令等の解説
- ・ 猟具（銃、わな、網）の操作、指導



初心者講習会テキスト等で試験勉強

免許試験の申込《試験日の10日前まで》

- ・ 使いたい猟具の種類に応じて免許試験受験の申請
- ①網猟（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
- ②わな猟（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
- ③第一種銃猟（散弾銃、ライフル銃、空気銃）
- ④第二種銃猟（空気銃）



住所地进行を管轄する各農林（水産）事務所へ申請書等を提出

狩猟免許試験の受験《6月下旬～9月初旬頃》

- ・ 猟具の種類毎に知識、適性、技能試験を実施
- ①知識試験（法律、猟具、鳥獣に関する知識）
- ②適性試験（視力、聴力、運動能力）
- ③技能試験（猟具の取扱、鳥獣の判別、距離の目測※銃猟のみ）



合格・免許の交付

狩猟免許取得

- ・ 免許は3年目の9月14日まで有効

銃猟を行う場合は住所地の都道府県公安委員会から銃の所持許可を受ける必要がある

【 お問い合わせ先 】 三重県農林水産部獣害対策課捕獲管理班

電話番号：059-224-2020

Eメール：jtaisaku@pref.mie.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0025300049.htm>